

法 令 名	積立式宅地建物販売業法
根 拠 条 項	第 1 0 条第 3 項
処 分 の 概 要	販売契約約款の変更命令
法令の定め	<p>(第 1 0 条第 1 項) 積立式宅地建物販売業者は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(第 1 0 条第 2 項) 積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売契約約款を変更しようとするときは、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(第 1 0 条第 3 項) 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による変更の届出があった場合において、その変更後の積立式宅地建物販売契約約款の内容が第 5 条第 1 項第 5 号の政令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、その内容の変更を命ずることができる。</p>
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)

法 令 名	積立式宅地建物販売業法
根 拠 条 項	第 4 2 条第 1 項
処 分 の 概 要	業務運営の改善命令
法 令 の 定 め	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営が次の各号のいずれかに該当する場合において、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該積立式宅地建物販売業者に対し、財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>1 1 営業年度の収益の額の費用の額に対する比率が国土交通省令で定める率を下った場合</p> <p>2 流動資産の合計額の流動負債の合計額に対する比率が国土交通省令で定める率を下った場合</p> <p>3 前 2 号に掲げる場合のほか、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として国土交通省令で定める場合</p>
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <p>・ 処分実績がないため</p>
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法 令 名	積立式宅地建物販売業法
根 拠 条 項	第 4 3 条第 1 項
処 分 の 概 要	契約の締結禁止命令
法 令 の 定 め	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が第 5 条第 1 項第 2 号に該当しないこととなったときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、積立式宅地建物販売の契約を締結してはならない旨を命じなければならない。ただし、その命令をすることによって積立式宅地建物販売の相手方の保護に欠けることとなる場合は、この限りでない。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月16日作成)

法令名	積立式宅地建物販売業法
根拠条項	第44条第1項
処分の概要	業務の停止命令
法令の定め	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>1号～8号</p> <p>(第10条、第15条、第17条、第24条、第34条、第37条、第38条、第39条、第42条)</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none">・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法 令 名	積立式宅地建物販売業法
根 拠 条 項	第 4 4 条第 2 項
処 分 の 概 要	販売業の許可の取消
法 令 の 定 め	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 1 号～ 1 1 号 (第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 1 1 条、第 4 3 条、宅地建物取引業法第 3 条、建設業法第 3 条)
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・ 審査基準が法令の定めに尽くされているため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)